

病院から家へ…

# うちへ帰ろう

## 在宅医療お助けブック

どんな病気でもどんな障害を持っていても

自宅へ帰ることは可能です。

「在宅医療」はウチへ帰りたい、自宅で過ごしたい、  
家で見てあげたいという皆さんを応援します。



本当は家に帰りたいんだけど…  
こんな状態で帰れるんだろうかと  
悩んでいませんか？



- \*介護量が多そう \*何かあったら心配
- \*介護ベッドや車イスがない \*お風呂に入れないと
- \*お金がどのくらいかかるのか心配 \*医療処置が大変そう
- \*医療機器の取り扱いが難しそう
- \*緊急時に対応はどうなるのでしょうか？ などなど

大丈夫。  
私たちが皆さんとの相談にのります。  
一緒に考えましょう。  
何でも相談してください。

#### 病院の相談窓口

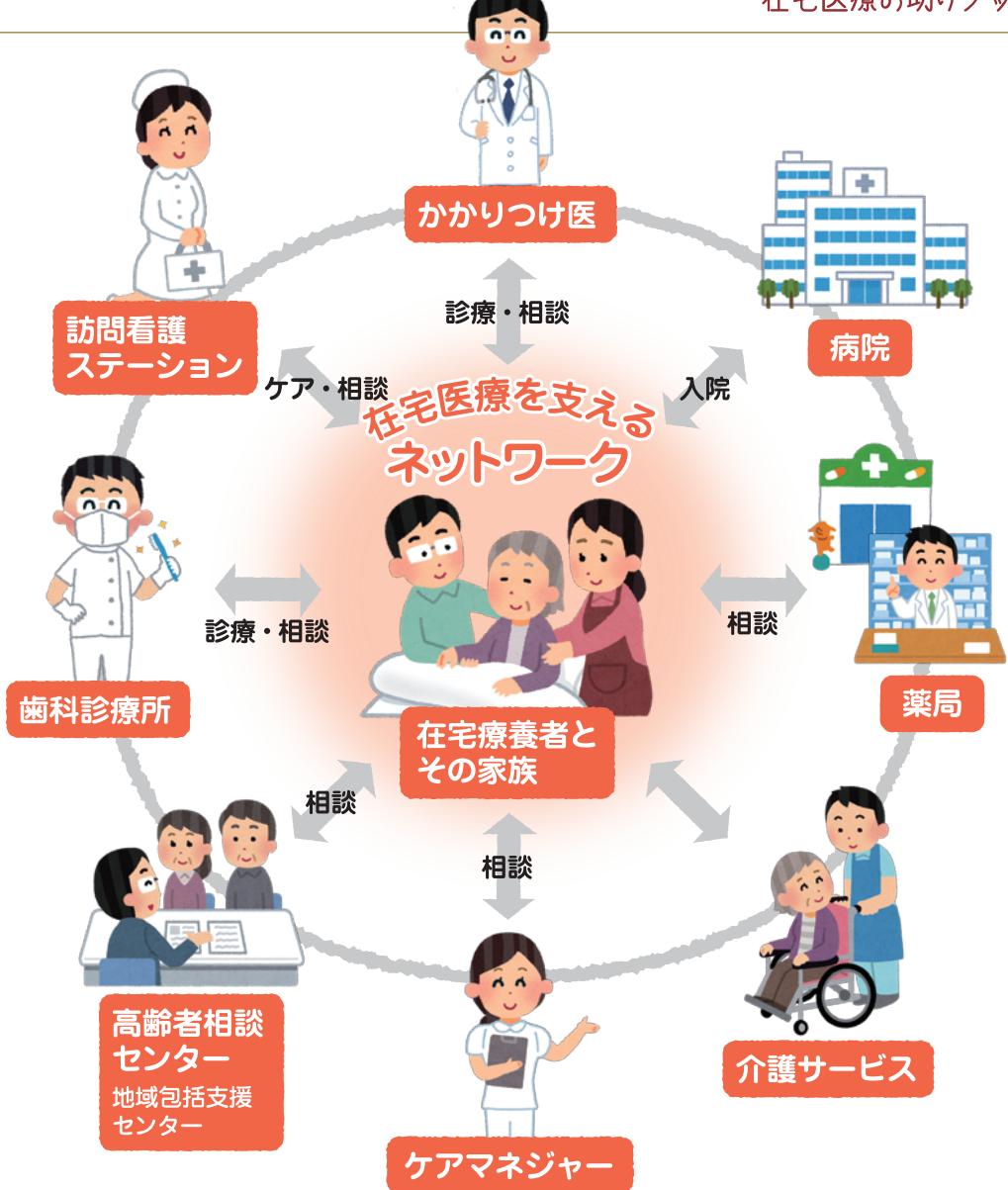
- \*退院支援室
- \*医療相談室
- \*退院支援看護師
- \*ソーシャルワーカー
- \*病棟看護師  
が相談にのります。

#### 地域の相談窓口

- \*高齢者相談センター  
(地域包括支援センター)  
が相談にのります。

お気軽に  
ご相談  
くださいね！





## もくじ contents

# 退院から 在宅生活 までの流れ

- STEP.1 家に帰ることを相談する ..... P3・P4
- STEP.2 先生に「家に帰りたい」と伝える  
介護認定を受ける ..... P5・P6
- STEP.3 ケアマネジャーを決める ..... P7
- STEP.4 在宅主治医を決める ..... P8
- STEP.5 必要なものや介護サービスを相談 ..... P9～P12
- STEP.6 退院前カンファレンスに参加 ..... P13・P14



## STEP.1 家に帰ることを相談する



### 家に帰ることを考えましょう

\*先生と看護師さんに病状について相談しましょう。

\*どんな病気でも、どんな障害を持っていても、寝たきり状態でも家に帰ることはできます。



\*「家に帰りたい」「家で見てあげたい」という想いが大切です。

\*家で生活する場合は、必ずしも病院と同じ処置をしなければならないとは限りません。

「在宅医療」がみなさんの在宅療養のお手伝いをします。

\*医師や看護師が自宅を訪問して医療を行い、介護サービスと連携しながら皆さんの在宅生活をサポートします。

\*退院支援室や医療相談室、病棟看護師さんなどが、退院してからの生活がイメージ出来るように相談にのります。

家に  
帰りましょ



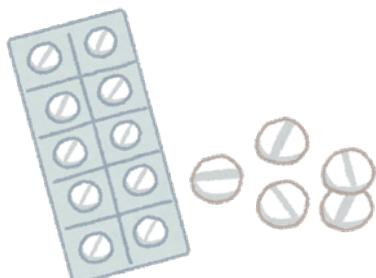
退院後の  
生活も具体的に  
お話しします。



## 在宅医療で対応できる医療処置

病院で行っていたほとんどの処置は  
在宅でも可能です

- \* 末梢点滴
- \* 経管栄養（胃ろう、鼻腔栄養など）
- \* 中心静脈栄養
- \* 人工呼吸器
- \* 酸素療法
- \* 咳痰吸引
- \* 膀胱留置カテーテル
- \* 癌の緩和ケア
- \* 褥瘡の処置 など



家で生活する場合は必ずしも「病院と完全に同じ」  
である必要はありません。



## STEP.2 先生に「家に帰りたい」と伝える 介護認定を受ける



そろそろ退院かな?  
「やっぱり家に帰ろう」と決めたら

\*先生と看護師さんに「家に帰りたい」と伝えましょう。

\*介護保険の認定を受けていない人は介護保険の  
「要介護認定」を受けましょう。

\*介護保険サービスでは訪問看護や  
訪問リハビリなどを受けたり、  
介護ベッドや車いすを借りたりすることができます。  
介護が大変な時はショートステイといって  
一時的に施設に泊まることも出来ます。



# 介護保険の要介護認定を受けるには？



- ①かかりつけ医または病院に介護保険申請希望を伝えましょう。
- ②介護保険被保険者証を持って市の窓口（協働センター、区役所など）へ行き、介護保険の申請をします。
- ③認定調査員から調査日の打ちあわせの電話が入ります。患者さんの日頃の様子をよく知っている人が立ち会える日を決めてください。
- ④調査員が自宅（入院中は病院）を訪問し、認定調査をします。

\*認定結果の通知が来るまでに、約1ヶ月ぐらいかかります。

申請手続きが分からない場合はかかりつけ医や病院の相談室、高齢者相談センターにききましょう。

## コラム

介護保険を申請すると主治医は主治医意見書を記載します。  
意見書と認定調査の結果に基づいて介護度が決まります。

手順を踏んで  
介護認定を  
受けましょう！



## STEP.3 ケアマネジャーを決める



### ケアマネジャーを決めましょう

\*担当のケアマネジャーを決めましょう。

\*ケアマネジャーさんは介護保険サービスの知識を幅広く持った専門家で、皆さんの介護相談にのります。

\*ケアマネジャーの事業所（居宅介護支援事業所）は新規申請時に配布される「介護保険サービス利用のてびき」に書いてあります。分からぬ場合は病院の相談室、最寄りの高齢者相談センター、かかりつけ医に相談しましょう。



## STEP.4 在宅主治医を決める



### 在宅主治医を決めましょう

\*かかりつけ医のいる人 ➔ かかりつけの先生に相談してください。

\*かかりつけ医のない人 ➔ 病院の相談室で相談にのります。

\*浜松市在宅医療機関マップや、  
浜松市医師会HPの「在宅医療を行っている  
医療機関」を参照してください。



#### コラム

在宅医療では在宅主治医は計画に基づいて定期的にご自宅へ訪問して診療します（訪問診療）。  
急に具合が悪くなったときは「往診」します。24時間365日対応も可能です。



## 退院から在宅生活までの流れ チェックリスト

- 在宅生活に移れるかどうか相談
- 在宅生活を選ぶかどうか決めます
- 介護保険申請
- 主治医を決めます
- 訪問看護を利用するかどうか決めます
- ケアマネジャーを決めます
- 退院調整・準備を看護師や相談員と一緒に行います
- 在宅医療を受けるまでの問題点と課題を検討します
- 医療処置の練習
- 療養上必要物品（ベッド等）の準備
- 医療機器などの準備
- 緊急時の対応・連絡先の決定
- 外泊準備・練習
- ケアマネジャーとケアプランについても相談しましょう



一般社団法人  
浜松市医師会

### 在宅医療相談窓口

**TEL.053-452-2531**

開設時間／月～金（祝日・年末年始除く 9:00～17:00）

[URL] <http://www.hamamatsu-ishikai.com/>